

規則別表2の農林水産大臣が定める基準

次のとおり改正する（下線部が追加箇所、取消線が削除箇所）。

- (1) 南アフリカ共和国産バレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種、プロテア種のスイートオレンジ、レモン、グレープフルーツ及びクレメンティンの生果実並びにスワジランド産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種、プロテア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ及びクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（昭和48年5月24日農林省告示第1045号）

改正の内容	改正の理由
一・二 (略)	規則別表二で規定するミカンコミバエ種群の対象となる地域に「南アフリカ共和国」及び「スワジランド」を追加することに伴い見直しを行う。
三 検査及び証明	
(一) (略)	
(二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。	
ア チチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群に侵されていないこと。	
イ (略)	
四～六 (略)	
七 積み込み時の措置	低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がチチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群に侵されることのないための措置がとられていること。
低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がチチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群に侵されることのないための措置がとられていること。	

- (2) 南アフリカ共和国産バーリンカ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成22年4月16日農林水産省告示第620号）

改正の内容	改正の理由
一・二 (略)	規則別表二で規定するミカンコミバエ種群の対象となる地域に「南アフリカ共和国」を追加する
三 生産地における検査及び証明	
(一) (略)	
(二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。	

<p>ア チチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群に侵されていないものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>四～六 (略)</p> <p>七 積込み時の措置</p> <p>低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がチチュウカイミバエ及びミカンコミバエ種群に侵されることのないための措置がとられていること。</p>	<p>ことに伴い見直しを行う。</p>
--	---------------------

(3) アルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スイートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成 15 年 4 月 25 日農林水産省告示第 720 号）

改正の内容	改正の理由
<p>一・二 (略)</p> <p>三 生産地における検査及び証明</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。</p> <p>ア チチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエ (以下「ミバエ類」という。)に侵されていないものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>四～六 (略)</p> <p>七 積込み時の措置</p> <p>低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がチチュウカイミバエミバエ類に侵されることのないための措置がとられていること。</p>	<p>規則別表二の二で規定するミナミアメリカミバエの対象となる植物から「レモン」を削除することに伴い見直しを行う。</p>